

協議事項 1

多賀城市地域公共交通計画策定について

多賀城市地域公共交通計画策定について

【多賀城市地域公共交通計画策定の目的】

多賀城市では平成28年度に「**多賀城市生活交通ネットワーク計画**」を策定しており、計画期間の令和7年度まで市内の公共交通の利便性・効率性の向上に向けた再編・見直しなどの取組みを進めてきた。

一方、**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正**され、「地域公共交通計画」を策定することができるようになった。地域公共交通計画では、**公共交通以外の移動サービスも含めた「総動員」**をキーワードとしているほか、国庫補助等に係る地域公共交通確保維持改善事業との整合を図ることが求められているほか、地域公共交通計画を策定した上で策定可能となる「**地域公共交通利便増進実施計画**」においては、**旧制度の再編実施計画に比べて活用可能な事業メニューが増加**しているなど、利便増進に向けた具体的な取組みが行いやすくなるなどの制度変更がなされている。

多賀城市生活交通ネットワーク計画の計画期間が令和7年度で満了となることや、制度変更を踏まえた一層の利便増進等に向けた取組みを進めること、また、近年の新モビリティなどの動向なども勘案しつつ、本市では**公共交通の「変換期」を迎え、市の公共交通のさらなる利便性・効率性の向上が必要**であると認識する。

そこで、本市にとって望ましい地域公共交通サービスの姿を明らかにし、地域公共交通のマスタープランとなる「多賀城市地域公共交通計画」を策定し、**地域の関係者が協働で取り組みながら、地域の特性に合わせた利便性が高く、効率的かつ持続可能な地域公共交通の構築を目指す。**

多賀城市地域公共交通計画策定について

【多賀城市地域公共交通計画の概要】

■計画の区域

- ・ 多賀城市全域とする。

■計画の期間

- ・ 令和8年度～令和12年度の5ヶ年計画とする。

※なお、社会情勢の変化や関連する法令・制度の変更、上位計画・関連計画の策定・改定等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを検討する。

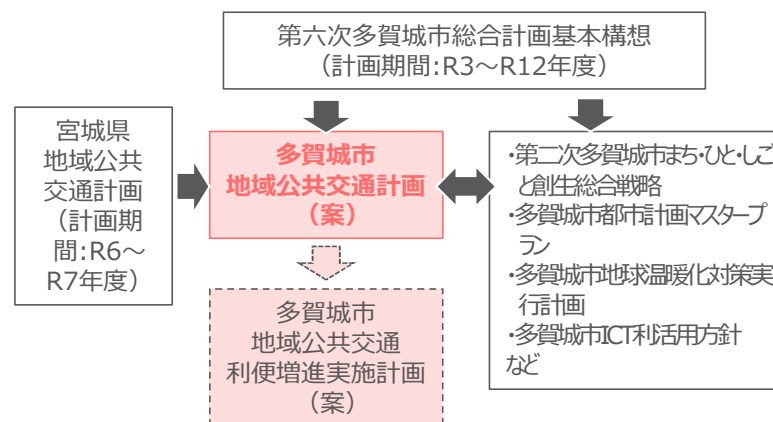
■計画の対象

- ・ 鉄道
- ・ 路線バス
- ・ 乗用タクシー
- ・ その他輸送サービス

※公共交通の補完が期待される新モビリティ等も含めて検討を進める。

■計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」第5条に規定する**法定計画**であり、市の最上位計画である「第六次多賀城市総合計画」で定める将来像の実現に向けて、**地域公共交通のマスタープラン**として策定する。



▲地域公共交通計画の位置づけ

多賀城市地域公共交通計画策定について

【多賀城市地域公共交通計画の記載事項】 出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第4版（令和5年10月改訂）

▼地域公共交通計画の記載事項の概要

記載事項	概 要	参考になる箇所
a) 基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。	■基本的な方針の検討のための問題点・課題の整理方法 →実践編「第2章 地域の問題点・課題の明確化について」 ■問題点・課題を踏まえた基本的な方針の設定方法 →実践編「第4章 目標設定と検証の方法について」
b) 計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定します。	→実践編「第2章 地域の問題点・課題の明確化について」
c) 計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定します。	→実践編「第4章 目標設定と検証の方法について」
d) 事業及びその実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定めます。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理します。	→実践編「第5章 これからのサービスの在り方について」
e) 計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てます。	→実践編「第4章 目標設定と検証の方法について」
f) 計画期間	原則5年程度ですが、地域の実情に合わせて設定しましょう。	→実践編「第4章 目標設定と検証の方法について」
g) その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載してください。	

※それぞれの記載事項については、法定協議会等での議論を通じて検討を深める必要があります
↓実践編「第3章 協議会の立ち上げ・運営について」

地域公共交通計画の策定にあたっては、「アップデートガイドンスVer1.0（令和7年3月公表）」を参考にしつつ、検討を進めます。

《アップデートの本質とは》

※「アップデートガイドンスVer1.0（令和7年3月公表）」より

「地域公共交通計画」は、単なるデータ分析や課題、施策の寄せ集めではなく、**地域交通の目指す姿を示し、その実現に向けた道筋を示す指針**です。同時に、まちづくりや福祉、教育、観光などの**他分野と連携し、関係者が共通認識を持ち、協働を促す「司令塔」**としての役割も担います。

地域公共交通計画のアップデートは、単なる計画の作成や改訂ではなく、多様な関係者が共通の目標を掲げ、時には意見の違いを乗り越えながら協力し、**地域交通のリ・デザイン、「交通空白」の解消に取り組む**ことを意味します。

多賀城市地域公共交通計画策定について

【計画策定の基本的な考え方】

■「第六次多賀城市総合計画」の土地利用のあり方

基本理念：地域特性を活かした調和のある土地利用

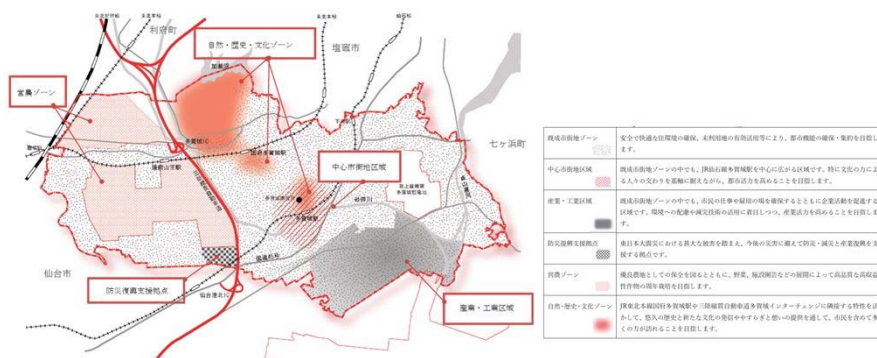
基本姿勢：

ア.自然環境・都市環境の調和

イ.持続可能な都市経営の実現

強靱な都市防災機能と安全・安心で利便性の高い都市基盤を維持するため、複合化、コンパクト化及び集約化といった手法により、持続可能な都市経営の実現に努めます。

ウ.地域特性に合った魅力・付加価値の向上



■「多賀城市都市計画マスタープラン」におけるまちづくりの視点

【まちづくりの視点】

- 視点1 都市個性：都市の個性を生かしたまちづくりを推進するための視点
- 視点2 都市活力：都市の魅力や賑わいを向上するための視点
- 視点3 都市生活：快適に暮らせる都市環境を維持・形成するための視点
- 視点4 都市防災：安全で安心に暮らせる市街地を維持・形成するための視点
- 視点5 都市経営：持続可能な都市の実現のための視点

《まちづくりの視点からの課題》

都市個性：本市の魅力的な地域資源の有効活用

文化財等の地域資源の魅力向上

都市活力：子育て世代の定住促進

雇用と活力の生む産業の発展

都市生活：歩いて暮らしやすい移住環境の充実

良好な居住環境の維持・改善

ゼロカーボンシティの実現

都市防災：豪雨による災害の頻発化・激甚化への対応

地震・津波による被害の軽減

都市経営：公共施設・インフラの維持管理費・更新費の増大

財政の緊迫化に対応した施設運営

集約型都市構造の維持

■多賀城市地域公共交通計画策定の基本的な考え方（案）

- コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づく、集約型都市構造の維持
- 滞在の快適性の向上に向けて、ウォーカブルなまちづくりの推進
- ゼロカーボンシティ宣言における脱炭素社会の実現
- 公共交通以外の移動サービスも含めた「輸送資源の総動員」による連携・協働の強化

など

多賀城市地域公共交通計画策定について

【現時点での課題認識】

- 多賀城西部線のルート延伸による**ルートの長大化と運行便数の減少**
- 多賀城東部線・多賀城西部線における**運行負担金の増加**
- バス停から離れた**交通不便エリアが存在**
- 路線バスや民間による無料送迎バスの**一部運行ルート重複**
- 鉄道や他の路線バスとの**乗り継ぎを考慮した運行ルート、ダイヤ調整**
- **新たな二次交通の検討**
- **運賃体系や支払方法の複雑化**



課題を踏まえて各種調査を実施

多賀城市地域公共交通計画策定について

【策定フロー】

